

那覇地方裁判所委員会（第17回）議事概要

1 開催日時等

(1) 日時 平成23年10月31日（月）午後2時から午後4時まで

(2) 場所 那覇地方裁判所大会議室

(2) 出席者（委員は五十音順）

（委員）上原正一，大城真也，佐久川 馨，鈴木秀行，高野 裕（委員長）

高良鉄美，當銘正彦，平田直人，諸見里 明，屋良朝博

（参列者）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局次長

（庶務）総務課長

2 議事日程

(1) 開会

(2) 委員長挨拶

(3) 新任委員の挨拶

佐久川委員，上原委員，屋良委員

(4) 意見交換

テーマ「民事調停制度とADR」

(5) 次回期日・テーマ

期 日 平成24年6月4日（月）午後2時から午後4時まで

テーマ 裁判員制度の現状

3 意見交換の概要

意見交換に先立ち，平田委員からADR制度の概要について，當銘委員から医療関係ADRについて，大城委員から交通事故関係ADRについて，それぞれ説明を行った。

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律により、認証を受けたADRによって紛争解決手続を実施している場合には、裁判所の手続との関係では、時効中断の効果が生じたり、訴訟手続を中止することができたり、また、家庭裁判所関係の事案で訴えを提起する場合には調停前置を要しない等、法律上の効果も認められています。

今後の課題としては、訴訟手続中であっても場合によっては、専門的なADRへ事件を回付することや、合意内容を強制的に実現するような執行力を与える等が考えられます。また、利用促進の点から、民事法律扶助の拡大等もあるとされています。

- 1980年代後半から、医療の高度化・複雑化、患者の権利意識の向上等により医療事故に関する訴訟が増加しており、このような状況を受けて、日本医師会としてもADRの活用促進を提言し、第三者の専門的知見を取り入れながら、柔軟で迅速な対応が可能なADRの設置が取り組まれています。

茨城県では県医師会が主導してADRを立ち上げ、平成18年度から21年度まで各年度で8～14件の申立件数があり、そのうちの44%が2回の斡旋で終了し、かなり早いスピードで解決しているという印象があります。合意件数も平成18年度の2件から平成21年度は10件となり、ADRが順調に機能しているということが伺えます。

今後は、費用的な面も含め、どのように運営・発展させていくかということが課題ではないかと思われます。

- 現在25都道府県の弁護士会でADRを立ち上げており、最近では、仙台の弁護士会において東日本大震災関係で発生した問題に対応するためのADRが設置され、かなり利用されているようです。その他、弁護士会が関わっているADRで一番よく利用されているものが交通事故相談に関するADRで、日弁連交通事故相談センターが運営しており、各都道府県に設置されています。

沖縄弁護士会でも、ADRを設置するため現在検討を行っています。

- 医師会や弁護士会において、各都道府県間でADRに関する連携はとられているのでしょうか。
- 他県の状況を参考にする程度で、特に連携はとられていません。
- 弁護士会も同様です。
- 市役所の市民相談窓口でADRを紹介する等の活用も考えられますが、沖縄県における認証ADRの総合的な窓口があるのでしょうか。
- 法務省のウェブサイトによると、事業主体が沖縄県内にある認証ADRは、沖縄県社会保険労務士会の労働関係紛争に係るもの1つしかないようです。また、認証を受けていない団体も含め、沖縄県内のADRがリスト化されているウェブサイトもないと思います。
- 交通事故相談センターの示談斡旋は、初めに法律相談で内容を確認した後、相談を受けた弁護士が示談斡旋に馴染むのかどうかを判断することになっています。沖縄弁護士会で検討しているADRも同様の方法によることを考えています。
- 弁護士を通して裁判外で示談斡旋を行う制度は合意しやすいと思われませんが、強く主張できない方が丸め込まれる等の不満が生じる恐れはないのでしょうか。
- 斡旋は双方が納得して成立するものであり、中立的な第三者としていろいろと説明して納得を得ることになります。成立しない場合は、斡旋がまとまらなかった場合のことや訴訟になった場合の見通し等、斡旋担当者も双方に不満が残らない形でまとめていくと思います。
- 声の大きい者が得をするようなことが通用するのであれば、ADRの存続自体が疑われることになります。
- ADRは訴訟と違っていろいろな解決策が提示できるという点で、解決方法が自由であり、斡旋委員次第でかなりよい解決になることもあるので、沖縄弁護士会でも、ある程度のキャリアのある弁護士をお願いすることを考えています。
- 対立しているように見えるが、話しを聞いてみると接点があり、落着点が見つかることがあります。医療の場合も、真相を知りたい、再発を防止するためにはどう

するかということに集約するように話しを進めていくと論点がかみ合ってきます。

- 沖縄県医師会では、ADRの設置に向けた取り組みは行われているのでしょうか。
- 日本医師会は、行政が中心となって第三者機関を作り、それに付随してADRの設置を検討する形をとっています。沖縄県医師会独自の立ち上げも含め、今後検討していくことになります。